

事例番号:350286

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 0 日 重度の胎児脳室拡大あり、正期産に入ったため分娩誘発の目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 0 日 メロインテル挿入

妊娠 37 週 1 日-37 週 4 日 子宮頸管が未熟なためジプロスト錠内服による分娩誘発、妊娠 37 週 3 日のみジプロスト錠内服終了後メロインテル挿入

妊娠 38 週 0 日-38 週 1 日 ジプロスト錠内服による分娩誘発

妊娠 38 週 3 日

11:30 比較的狭骨盤を満たし、有効陣痛に至らないため帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 3 日

(2) 出生時体重:3100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.13、BE -9.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 新生児一過性多呼吸、先天性水頭症

(7) 頭部画像所見:

生後 4 日 頭部 MRI で、脳室の著明な拡張を認めるが大脳基底核・視床における明らかな信号異常は認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) 健診機関における妊娠中の管理は一般的である。

(2) 妊娠 26 週 0 日、胎児に脳室拡大が認められたため当該分娩機関に紹介としたことは一般的である。

(3) 当該分娩機関における妊娠 26 週 4 日以降の妊娠中の管理および妊娠 32 週 1 日に胎児 MRI を実施したことは、いずれも一般的である。

(4) 妊娠 36 週 2 日、脳室拡大が認められるが初診時と比較して著明な変化は認められず、妊娠 37 週 0 日に分娩誘発目的で入院予定とし、経膈分娩の方針としたことは一般的である。

2) 分娩経過

(1) 当該分娩機関における妊娠 37 週 0 日以降の入院後の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施)は一般的である。

(2) 妊娠 37 週 0 日、分娩誘発について文書を用いて説明し同意を得たことは一般的である。

- (3) 妊娠 37 週 0 日、子宮口が未開大のためトロリンテルを挿入したことは一般的である。
- (4) 妊娠 37 週 1 日-妊娠 37 週 4 日、妊娠 38 週 0 日-妊娠 38 週 1 日、子宮頸管の熟化が未熟であるため、ジノプロストン錠による分娩誘発を行ったこと、最大投与量、投与中の分娩監視方法(概ね連続的に分娩監視装置を装着)は、いずれも一般的である。また、妊娠 37 週 3 日にジノプロストン錠による分娩誘発後、1 時間以上あけて子宮頸管が未熟なためトロリンテルを挿入したことは一般的である。
- (5) 妊娠 37 週 1 日、妊娠 37 週 2 日、妊娠 38 週 0 日、妊娠 38 週 1 日のジノプロストン錠の投与間隔について、一部投与時刻の記載がないため評価できない。また、投与時刻の記載がないことは一般的ではない。
- (6) 分娩経過中の管理(分娩監視装置装着)は一般的である。
- (7) 妊娠 38 週 2 日、比較的狭骨盤を満たすこと、これまで有効陣痛に至っていないことを考慮し帝王切開の方針としたこと、翌日帝王切開により児を娩出したことは、いずれも一般的である。
- (8) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(持続的気道陽圧)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

本事例はジノプロストン錠の投与時刻について一部記載がなかった。観察した事項および実施した処置等に関しては、詳細で正確な記録を残すことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進する

ことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。